

第7章 通信連絡

1 通信連絡系統

水防警報の発令時に必要な連絡用の電話、無線電話の通信系統は、資料編第6章1のとおり。

2 災害時優先通信の取扱い

(1) 通信経路

災害等により電話が混み合った場合には、発信規制や接続規制といった通信規制（大規模災害時は約90%以上の制限が行われることがある）が行われるため、通常の電話は被災地からの発信や被災地への接続が困難となる。これを回避するため、水防上緊急を要する場合、水防関係機関は法第27条第2項および電気通信事業法（昭和59年法律第86号）に基づき、災害時優先通信を利用することができる。

利用にあたっては、電気通信事業者へ事前の申し込みが必要となるため、必要な電話回線をあらかじめ登録しておくとともに、どの電話機が災害時優先通信を利用できるのかをわかるようにしておく。

このほか、警察通信施設等の有効活用を図るものとする。

(2) 通信施設の配備

- | | |
|----------------------|-----------|
| ア 防災行政無線の概要 | (資料編別表-5) |
| イ 災害時発信用優先電話設置場所一覧表 | (資料編別表-6) |
| ウ 防災関係機関の電話連絡一覧表 | (資料編別表-7) |
| エ 警察電話専用および無線の使用と取扱い | |

水防上非常の場合で、公衆あるいは加入電話および市の防災行政用無線等が使用できないときは、法第27条の定めにより警察通信施設を使用する。

(ア) 警察通信施設の使用手続き

水防活動において、緊急非常事態に際し、他に適当な手段がない場合、最寄の警察施設（無線移動局を含む）に対して、通信施設の使用方を依頼する。

この場合、当該警察官（駐在所等で警察官が不在の場合はその家族）を通じてその所属警察署長へ申し出るものとする。

(イ) 通信方法

